字削除
字加入

使 用 貸 借 契 約 書

貸人（以下「甲」という。）及び借人（以下「乙」という。）は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は２通作成し、貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その１通を黒石市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和　　年　　月　　日

貸人（甲）住　　所
氏　　名　　㊞

借人（乙）住　　所
会 社 名
代表者名　　㊞

１　使用貸借の物件

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して下記に記載の土地を使用させる。

（市町村名）黒石市			地目		面　積（㎡）	所有者氏名（名称）	利　用　者	
大字	字	地番	台帳	現況			氏名(名称)	利用権限

２　貸借の期間

(1) 貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　年間とする。

(2) 貸借期間満了前に、乙に事故ある時（民法第５９９条）は、貸借が終了する。

３　契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、使用貸借契約を解除するものとする。

４　転貸又は譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員等が、農地法第２条第２項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

５　経常経費

(1) 目的物に対する租税は甲が負担する。

(2) 農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。

６　契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

７　その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。